

那須塩原市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務（令和９年度～令和１３年度）
公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務（令和９年度～令和１３年度）

(2) 趣旨

本市では、グローバル社会で通用するコミュニケーション力の育成を目指し、平成２６年度から全校にＡＬＴを配置し、英語教育を推進してきた。質の高い英語教育の推進を継続するには、特定の国や地域に偏らず、より優れているＡＬＴの安定的な配置が必要であることから、企画提案で競争することができる公募型プロポーザル方式により実施するもの。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和１４年３月３１日まで

各年度のＡＬＴの派遣期間は以下のとおり。

令和 ９年度：令和 ９年４月２日から令和１０年３月２４日まで

令和１０年度：令和１０年４月２日から令和１１年３月２４日まで

令和１１年度：令和１１年４月２日から令和１２年３月２４日まで

令和１２年度：令和１２年４月２日から令和１３年３月２４日まで

令和１３年度：令和１３年４月２日から令和１４年３月２４日まで

(5) 提案上限額 ５４６，４８０，０００円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市教育部学校教育課学校みらい係

〒３２９－２７９２ 栃木県那須塩原市あたご町２番３号

電話：０２８７－４６－５２５６ FAX：０２８７－３７－５４７９

e-mail：gakkoukyouiku@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申請時に那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成１７年那須塩原市告示第１４３号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であることその他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

- (6) 過去5年以内に、出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (8) 労働者派遣事業の許可を有すること。
- (9) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (10) 令和3年度～令和7年度の間に1自治体10名以上のALTを2年以上継続して派遣した実績があること。

3 参加手続

(1) プロポーザルの日程

ア	事業公募開始	令和8年 9月 9日 (水)
イ	参加申請書提出期限	令和8年 9月28日 (月) 16時まで
ウ	質疑書提出期限	令和8年 9月28日 (月) 16時まで
エ	質疑回答	令和8年10月 2日 (金)
オ	企画提案書提出期限	令和8年10月16日 (金) 16時まで
カ	プレゼンテーション	令和8年10月26日 (月)
キ	審査結果通知・公表	令和8年10月30日 (金) 予定

(2) 参加申請書

- ア 提出期限 令和8年9月28日 (月) 16時まで (必着)
- イ 提出書類 参加申請書 (様式第1号) 代表者印を押印したもの1部
- ウ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- エ 提出方法 提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。
 件名：【ALT】参加申請：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)
 【例】株式会社△△が令和8年9月15日に送付した場合
 【ALT】参加申請：20260915株式会社△△
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届 (様式第2号) を電子メールにより提出すること。
 なお、参加辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。
- カ その他 参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書 (様式第3号) により受け付ける。

- ア 提出期限 令和8年9月28日 (月) 16時まで (必着)
- イ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- ウ 提出方法 提出書類を電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：【ALT】質疑：+送信年月日[yyyymmdd]+参加者名称
 【例】株式会社△△が令和8年9月15日に質疑書を送付した場合
 【ALT】質疑：20260915株式会社△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に、回答書を添付した電子メールを返信する。

オ 質疑回答予定日 令和8年10月2日（金）

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年10月16日（金）16時まで（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書表紙（様式第4号）：1部

イ 企画提案書（任意様式）：紙媒体10部（正本1部・副本9部）及びPDF1部

(ア) 正本の表紙にのみ、代表者印を押捺すること。

(イ) 「評価基準」にて示す評価項目に沿って記載すること。

(ウ) A4（縦及び横・両面印刷・長辺綴じ）とし、各ページ下部にページ番号を記載すること。

(エ) 企画提案書は50ページを越えないこと。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。

(オ) 提案見積額に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものは記載しないこと。

(カ) 履行実績は、令和3年度～令和7年度において1自治体10名以上のALTを2年以上継続して派遣した人数を自治体ごとに記載すること。※支店単位ではなく、会社の実績を記載のこと。

【記載例】

都道府県	市区町村	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
〇〇県	△△市	0	0	25	25	25
	□□町	15	15	15	20	20
××県	☆☆市	30	30	30	30	30
◇◇県	◎◎市	0	10	10	0	0

ウ 提案見積書（様式第5号）及び内訳書（任意様式）：1部

(ア) 契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。

(イ) 見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

(ウ) 見積書には、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

イ 企画提案書のPDFのみ、電子メールにより提出すること。

件名：【ALT】企画提案：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)

【例】株式会社△△が令和8年10月16日に送付した場合

【ALT】企画提案：20261016株式会社△△

(4) 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

5 審査方法等

(1) 審査委員会

審査は、「那須塩原市外国語指導助手（A L T）派遣業務プロポーザル審査委員会」が行う。

なお、審査委員の構成は、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課指導主事、小学校長、中学校長の7名である。

(2) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(3) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行う。

(ア) 能力評価及び提案評価は、項目ごとに各審査委員の点数を合計して審査に参加した審査委員の人数で除した平均の合計で求める。

小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第二位を四捨五入する。

(イ) 価格評価は以下の式により求める。

$(1 - \text{見積金額} / \text{提案上限額}) \times \text{配点}$

小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第二位を四捨五入する。

(ウ) (ア)及び(イ)の合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

(4) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日時 令和8年10月26日（月）午前9時～（予定）

※当日の詳細な時間はメールにて個別に連絡する。

イ 開催場所 西那須野庁舎100会議室

ウ 実施方法 対面又はオンライン

エ 時 間 提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

オ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず参加すること。

カ 注意事項

(ア) プレゼンテーションの順番は、事務局によるくじ引きで決める。

(イ) プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。

(ウ) 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、提出した企画提案書以外の追加資料の提示は認めない。

(エ) プレゼンテーションにおいては、事務局で用意する大型モニター、HDMIケーブル及び延長コードを使用することができる。ノートパソコン等については、当日持参すること。

(5) 結果通知

評価結果は、令和8年10月30日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合、電子メール等により別途連絡する。

6 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出

された提案見積書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

7 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が『2 応募者の資格要件』に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。
- (5) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (6) 本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為を設定し、実施することとなるため、令和8年9月定例会議において当該債務負担行為が認められなかったときは契約の日時を変更し、又は本プロポーザルを中止とする場合がある。